

●藤末健三議員

国民の声の藤末健三でございます。

私は、所信演説にありました、金融監督庁から金融育成庁に変わっていくということでございまして、特にこれから成長が望まれるフィンテックについて御質問させていただきたいと思っております。

先ほど藤巻委員からもお話がございましたけど、皆様のお手元に資料を配らせていただきますが、今、ICO、インシャル・コイン・オファリングというものがございまして、これは、先ほどから議論がございましてブロックチェーン技術を使いまして資金を集め、そして仮想通貨取引所で上場していきこうというものでございまして、一と書いて、流れとございまして、どういうことかと申しますと、ある事業をプランニングして、それをホワイトペーパーという計画書にまとめ、公開します。これはオンラインで公開されます、ネット上に。そして、特定の対象者に対しましてデジタルトークン、仮想通貨建てで売り、そしてそれを販売し、それを上場して資金をまた集めるという仕組みでございまして、何かあるかと申しますと、仮想通貨を使いますので、国際的にグローバルに資金を集めることができるというのが一つの特徴となっております。

かつ、先ほど藤巻委員からもお話がございまして、金商法という法律の対象に今なっておりませんので、非常にお金を集めることがやりやすいという特徴がございまして。実際に、二〇一六年には世界で百億円ぐらいのICOの調達金額だったものが、去年は四千二百六十億円と四十倍増している。恐らく、今年制度がきちんと整備されれば、まだまだ伸びるんじゃないかと言われております。

ただ一方で、このICOでございまして、詐欺まがいのような事案も起きておまして、韓国や中国ではもう禁止されているという状況でございまして。ただ一方で、中国、韓国が禁止する中で今金融庁が制度をどんどん整備いただいておりますので、逆に海外のプレーヤーが日本の市場を、規制を非常に注視しているという状況であります。一方で、このICOについては、まだまだガイドライン、規制等ができておりませんが、一つございまして、昨年改正しました資金決済法におきまして、仮想通貨交換事業者の団体を認めることができるということがございまして。まだこの団体は認めておられませんけれど、今月頭に一つ仮想通貨交換事業者の団体ができるという動きがございまして。ただ、一点ございまして、その仮想通貨交換事業者がこのICOの規制のガイドラインを作ると言っております。

私が申し上げたいのは、このICOの流れにありますように、仮想通貨取引所という機能は一番最後の部分でございまして、例えばこのホワイトペーパーが正しいかどうか、あとは、トークンと書きましたけれど、仮想通貨を含む概念、トークンというのがございまして、このトークンの設計がどうなるかと。

仮想通貨取引所はICOの一部であるわけですが、この仮想通貨交換事業者、今十六事業者しかおりません。彼らがこのICOの規制を作ることについては私は反対でございまして、彼らを含み、会計士や弁護士、そしてICOを利用して資金を調達する者なども含みまして、またブロックチェーンの技術を持った人たちが集まり、自主規制を作るべきと思いますが、その点につきまして、金融庁の見解をお聞かせください。お願

いします。

●政府参考人（佐々木清隆）

お答え申し上げます。

ICOによる資金調達につきましては様々な形態がございまして、その仕組みによりましてはICOの実施が資金決済法上の仮想通貨交換業に該当するケースもあると認識しております。その場合には、仮想通貨交換業の適正化を図るため、自主規制団体がICOに係る自主規制規則を制定することもあり得るとは考えております。

いずれにいたしましても、ICOによる資金調達には様々な形態がございまして、それに対応して、議員御指摘のとおり、仮想通貨交換業者のほか、ICOで発行されるトークンの発行体、トークンの購入者等、様々な関係者が関与することから、これらの関係者、関係省庁等とも連携をして検討することが重要であるというふうに考えております。

●藤末健三議員

是非、議論を進めていただきたいと思えます。

後ろの表がございまして、ICOと他の資金調達手段の比較というのがございまして。これは何かと申しますと、ICO、デジタルトークンをネットで販売して事業に対して資金を集める仕組みでございまして、この黄色いところにもございまして、ICOで集めた資金は会計上売上げになってしまうというのがございまして。何かと申しますと、実際にICOで資金を集めるときにはホワイトペーパー、企画しかない状況でございまして、実際のサービスがない状況と。そこで、トークンを発行して、トークンで資金を集めるわけでもございまして、その集めたお金の、売上げとなりますと税金がそのまま掛かってしまうということがございまして。したがって、まだ実際にサービス、収入がない状況でトークンを売り、物が無い状況でトークンを売り、そしてお金を集めているという形になりますが、こうしますと、資金を集める非常に大きな障害になるのではないかと考えております。

この仮想通貨の位置付けを、トークンの位置付けをどう見るかということも是非検討していただきたいと思えますが、そのときに是非、経済産業省も来ていただいておりますけれども、ICOをどう経済産業省は見るかということもお答えいただきたいと思えますし、あと、金融庁におかれましては是非とも、先ほどのICOの自主ガイドラインの話ではございせんけれども、税務がどうなるかという話、あと、企業会計上トークンをどう計算するかというのは非常に大きな論点でございまして、経産省、金融庁、そして財務省なども入れて議論していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

●政府参考人（池田唯一）

お答え申し上げます。

昨年施行されました資金決済法におきましては、仮想通貨が決済手段としての機能を事実として有するという点に着眼をしまして、仮想通貨交換業に関します規定の整備等を行わせていただいたところでございまして。その後、議員御指摘のように、ICOなど仮想通貨に係ります新しい取引が登場し、拡大してきているという状況にあると考えております。そうした中では、仮想通貨が決済手段としての機能ということだけではなく、資金調達手段としての機能、そうしたものも含めて有するケースがあるということだろうと考え

ております。

そうした中で、ICOなどをめぐります法規制の在り方を考えるに当たりましては、仮想通貨がこのように多面的な性質を有し得るものであるということに十分留意する必要があると考えますし、また、法規制の枠組みがどのようなものであるにせよ、イノベーションと利用者保護のバランスをどう取っていくかということにも留意する必要があると考えます。さらに、既存の金融規制の潜脱にならないようにも留意していく必要があると考えております。

こうしたことを総合的に幅広く議論いただく必要があると考えておりました、先ほども御答弁申し上げましたけれども、今般、金融庁では仮想通貨交換業等に関する研究会というものを設置させていただいております、そちらには関係省庁の方にも参加をいただき、この御指摘のICOなどをめぐる法規制の在り方についても幅広く御議論いただきたいというふうに考えておるところでございます。その検討の過程においては、関係省庁等とも適切に連携しながら、御指摘の論点も含め十分に勉強してまいりたいというふうに考えております。

#### ●政府参考人（木村聡）

私からも御答弁申し上げます。

ICOにつきましては、この手法を活用した資金調達が行われております一方で、これに便乗した詐欺の事例も報道されておりますことから、新たな手法の普及とICOで発行されるトークンの利用者保護の観点からその動向を注視することが必要であると、このように考えてございます。

我が国におけるICOの活用実態及びその可能性につきましては、金融庁などの関係省庁や民間事業者とも連携いたしまして、ユーザーのニーズの観点も踏まえて情報収集に努めてまいりたい、このように考えてございます。以上でございます。

#### ●藤末健三議員

是非ICOの議論を深めていただきたいと思います、金融庁に申し上げますけど、仮想通貨交換事業者を中心とした議論では恐らくICOは失敗すると思います、プレイヤーが違いますから、全然。

お願いがございまして、二つございまして、やはり技術をきちんと分かった人たちを入れてほしいというのが一つございまして。そして、もう一つありますのは、私は、このICOはうまくやれば日本がアジアの中心のセンターになることができると思うんですよ、きちんとした制度をつくれれば。是非外国のプレイヤーの意見も入れていただきたいということをお願いさせていただきますし、あと、経済産業省におかれましては、恐らくこれ、兆円レベルの資金調達者になるはずなんですよ、正直申し上げます。是非計画して育ててください、是非ともこの市場を。日本のやはりいろんな新規事業を育てる上の一つの新しい資金調達手段でございますので、それも世界から集められるんですよ、ネットで。是非お願いしたいと思います。

続きまして、オープンAPIについて御質問したいと思います。

昨年、銀行法を改正しまして、いろんな銀行のシステムにつながるようにする仕組みが法律でつくられたわけでございますけれど、このオープンAPI、使う料金を、今つくっている銀行が例えば三十円とか四十円という設定でしている状況でございます。一回つないただけで三十円、四十円取られますと、もう千円とか二千円の決済もできなくなると

いう状況でございますので、少なくとも数円レベルにはしていただきたいと思いますが、この点につきまして金融庁の見解をお聞かせください。お願いします。

●副大臣（越智隆雄）

オープンAPIは、オープンイノベーションを促進していく上で重要な技術と考えております。

そして、API接続に関する手数料についてですけれども、まず、金融庁のスタンスとしまして、民間事業者間の契約によって定められるべき事項である、当局による主導、誘導といった対応にはなじまないというふうに考えています。とはいいまして、金融庁としましては、オープンAPIを通じて多様で利便性の高いサービスが普及していくよう、金融機関、フィンテック企業、ITベンダー等の関係者が長期的な視野に立って手数料が適切に設定されることが重要だというふうに考えております。

これまでもフィンテック企業を含む関係者からヒアリング等を通じて実態等の把握に努めてきたところでありますけれども、今後とも、引き続き実態把握を進めながら適切な対応に努めていきたいというふうに考えています。

●藤末健三議員

是非、副大臣のイニシアティブで進めていただきたいと思います。これ価格がもう本当に高くなれば使えませんので、法律の趣旨から反しますので、是非お願いしたいと思います。また、フィンテックにつきまして一番重要なところは何かと申しますと、やはりオンラインで本人証明ができ、そしてオンラインにおいて口座がつかれるということが重要だと思っております。

このオンライン本人確認につきましては、内閣府が作りました成長戦略にも書いてあるというものでございまして、是非、このオンライン本人証明につきまして、警察庁の方の検討状況を教えていただきたいと思います。お願いします。

●政府参考人（露木康浩）

委員御指摘のとおり、フィンテックに対応した効率的な本人確認の方法については、政府として検討課題に掲げておるところでございます。私ども、関係省庁からも要望をいただきながら、事業者の意見を踏まえつつ、現在鋭意検討を進めているところでございます。

●藤末健三議員

是非、関係省庁と連携して検討を進めてください。犯罪防止だけではなく、このオンライン本人証明が進まなければフィンテック自体が閉じられちゃうんですね。その点を是非御検討いただきたいと思います。

最後、ちょっと時間ございませんので、最後の質問申し上げますと、今、仮想通貨交換所の登録審査が止まっている状況でございまして、今現在動いている仮想通貨交換所をモニタリングするだけでも大変だと思いますが、今百社近く申請の待ちがあると聞いております。

そこで、金融庁にお願いがございまして、是非とも、このICOなどを国際的に展開するためにもこの百社の中からきちんと選んで審査を進めていただきたいということでござ

います。一つは、やはり技術力がきちんとあること、そしてきちんと発行されるトークンがサービスにつながっていること、そしてもう一つは、やはり海外の事業者を入れて海外の声を拾っていただきたいと思うんですが、その点につきましてはいかがでしょうか。

●政府参考人（佐々木清隆）

お答え申し上げます。

一般的に、登録審査に当たりましては、公平性の観点から、必要書類の提出があった申請者から順次開始しております。その過程でシステムリスク管理体制を含む内部管理体制等について不十分な点が認められた場合には、当局から申請者に指摘を行っているところでございます。

そうした当局の指摘への対応は申請者によりましてまちまちでございますけれども、当局の指摘に対しまして的確な回答を迅速に行う申請者の登録審査が順次進捗し、結果として例えば技術力や実績のある業者の登録審査が順調に進むことはあり得るというふうに考えております。

●藤末健三議員

是非、金融庁、金融担当大臣、麻生大臣がもう筆頭に、金融育成庁として頑張っていただきたいと思います。

今、フィンテックにおきましては世界的にも日本は注目を浴びておりまして、きちんとしたルールができているということで、かつブロックチェーンも日本は進んでいるということでございますので、日本の新しい産業を育成するためにも政府として頑張っていただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。